

どこかで買う「タバコ」なら、タバコは「地元」で買きましょう！

比企地区文化財めぐり参加者募集「板碑のふるさと 小川町を歩く」

と き 11月14日(水)小雨決行
集合:午前8時45分 ふれあい広場(役場庁車利用)

コ ー ス 約8kmコース 埼玉伝統工芸会館(9:30開会式・出発)→八宮神社(下小川)→西光寺→旧下里分校(昼食)→下里割谷板碑石材採石遺跡→大聖寺→埼玉伝統工芸会館 解散式(15:40予定)

用意するもの ウォーキング可能な服装、弁当、飲み物、雨具、その他必要と思われるもの

募集人員 10名 **参加費用** 200円(埼玉伝統工芸会館入館料)

申 込 11月9日(金)までに下記まで電話でお申込みください(参加費は当日集金します)。

主 催 比企地区文化財振興協議会(村公民館講座「歴史探訪講座2」との合同開催)

そ の 他 雨天の場合は埼玉伝統工芸会館、嵐山史跡の博物館の見学です。

問 合 せ 東秩父村教育委員会事務局 ☎82-1230

～11月は児童虐待防止推進月間です～

『気づくのは あなたと地域の 心の目』

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組を推進するため、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定められました。

本村でも、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、平成17年度に東秩父村要保護児童対策地域協議会を設置し、この問題に対応しています。児童虐待に関する相談や通告は、住民福祉課(☎82-1221)または、児童相談所「全国共通ダイヤル」(地域の児童相談所につながります)へお寄せください。「全国共通ダイヤル」☎0570-064-000

「子どもを虐待から守るための5カ条」

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
2. 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場に立って教育しましょう)
3. ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの事を最優先しましょう)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

国民年金保険料控除証明書が送られます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この「社会保険料控除」をうけるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されましたら年末調整や確定申告の際にご利用ください(ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください)。

11月に送付される方・・・平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

2月に送付される方・・・平成24年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方

問 合 せ 住民福祉課 ☎82-1221

年金相談会を開催します

日 時 11月15日(木)
時 間 午前10時30分～午後3時
会 場 東秩父村役場1階 中会議室
年金相談を受ける際は、事前に電話で予約が必要です。下記連絡先に「年金相談の予約をしたい」と申し込んでください。予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

●予約の際にあたずねること
お名前・基礎年金番号・電話番号・相談の内容・ご希望の相談時間(希望に添えない場合もあります)
本人以外の方が年金相談等をされる場合には、「委任状」が必要となります。
本人確認のため、運転免許証などをご準備ください。

予約の連絡先 秩父年金事務所
☎0494-27-6559

人権・同和問題を考える「県民の集い」

日 時 12月1日(土)
午前9時30分～午後3時
会 場 熊谷会館
(熊谷市末広3-9-2)
※入場無料、事前申込不要
(先着順)

内 容 隣保館および教育集会所利用者の活動成果発表、講演会等

問 合 せ 埼玉県県民生活部人権推進課
☎048-830-2258

個人住民税の特別徴収をしていない事業主の皆さまへ

事業主(給与支払者)の皆さまは、従業員の方へ毎月支払う給与から個人住民税(個人市町村税・個人県民税)を差し引き、従業員に代わって市町村へ納めること(特別徴収)が法律で義務付けられています。人員不足や義務の増加を理由に特別徴収を行わないことは法律で認められていません。ただし、一定の場合には認められますので、個別にお申出ください。また、今年度、埼玉県の「入札参加資格申請」の提出書類に、新たに個人住民税の実施状況を確認できる書類が追加されました。特別徴収への切替手続き等については下記までお問合せください。

問 合 せ
税務課特別徴収担当 ☎82-1224
秩父県税事務所 ☎0494-23-2110

11月は国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料第3期の納期です